



平成26年 6月30日

各 位

社 名 株式会社プリンシパル・コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 瀧 培今  
(JASDAQ・コード3587)  
問 合 せ 先  
役職・氏名 代表取締役副社長 菊地 博紀  
電 話 03-5510-7841 (代)

## 再度の「第 69 回定時株主総会開催結果及び代表取締役の異動に関するお知らせ」と、平成26年6月27日付け同標題の開示から内容が変更したことの経緯についてのお知らせ

当社は、平成26年6月27日、第 69 回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）を開催し、その後の取締役会において代表取締役を選定しましたので、改めて、下記 **2** のとおり、本総会の開催結果及び代表取締役の異動についてお知らせします。

なお、当社は、平成26年6月27日にも、「第 69 回定時株主総会開催結果及び代表取締役の異動に関するお知らせ」（以下「前回お知らせ」といいます。）を公表しましたが、今般、改めて本総会の開催結果及び代表取締役の異動について前回お知らせとは内容の異なる開示をするに至った経緯は下記 **1** のとおりでありますので、あわせてお知らせします。

なお、本リリースの内容については、当社監査役の同意を得ております。

### 1 前回お知らせから異なる内容の開示をするに至った経緯

当社は、本総会において、会社提案として、第 1 号議案「定款一部変更の件」及び、第 2 号議案「取締役 7 名選任の件」（山本明彦氏らを取締役候補者とするもの）を上程しておりました（以下総称して「本件各会社提案」といいます。）。

これに対し、当社の実質株主であるシャンハイ・ヒュージリーフ・インベストメンツ（英文表記：Shanghai Hugel Leaf Investments Holding Co., Ltd、以下「シャンハイ・ヒュージリーフ」といいます。）及び池永威彦氏は、自らの推薦する取締役 5 名（池永威彦氏、楊晶氏、菊地博紀氏、瀧培今氏及び瀧培泉氏）を当社の取締役候補者とする修正提案（以下、「本件修正提案」といいます。）に対する賛同を求め、当社の株主様に対し、協力株主である佃和也氏を受任者とする委任状勧誘を行ってまいりました。当社は、シャンハイ・ヒュージリーフ及び池永威彦氏から、このような委任状勧誘に至った理由について、「当社の業績・株価は長く低迷していますが、さらに当社株式は平成24年6月20日に大阪証券取引所から特設注意市場銘柄に指定され、昨年、東京証券取引所から、特設注意市場銘柄への指定を継続されました。このように、現在の経営体制では、当社の業績・株価の向上はもちろんのこと、上場維持に道筋を付けることも難しいと言わざるを得ません。そこで、

当社において、中国での豊富な投資実績を有する大株主であるシャンハイ・ヒュージリーフの資金力とノウハウを用いて新規に投資事業を開始するとともに、既存事業の着実な発展を期しつつ上場維持に向けた抜本的な社内体制の整備を行うには、シャンハイ・ヒュージリーフの推薦する取締役を選任し、新たな経営体制を構築する必要があると考えられたためであります。」旨の説明を受けております。

本委任状勧誘の結果、シャンハイ・ヒュージリーフ及び池永威彦氏の協力株主である佃和也氏に対する委任状に係る議決権数は、本総会の開会直前の時点で20万4,094個（総議決権数50万6607個に対する割合で40.29%）に達し、これに佃和也氏やシャンハイ・ヒュージリーフが実質保有する当社株式の株主名簿上の株主であるHAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED（カスタディアンである香港の証券会社）など、本総会に本人出席するシャンハイ・ヒュージリーフ及び池永威彦氏の協力株主の議決権個数を合算すると、本総会の開会直前の時点で、既に、本件各会社提案に反対して本件修正提案に賛成する株主様の議決権の合計は26万6,779個、総議決権数の52.66%に達していました。

これに対し、会社提案に賛成の議決権行使書及び委任状は、本総会の開会直前の時点で、わずか9万9,754個、総議決権数の19.69%にとどまっており、本総会において本件修正提案が承認可決され、本件会社提案が否決されることが確実な状況でした。

また、本件委任状勧誘において佃和也氏は、委任者たる株主様から手続的動議に係る議決権行使についても受任していたため、議長不信任動議及び新議長選任などの手続的動議についても、シャンハイ・ヒュージリーフ及び池永威彦氏の協力株主らが賛成すれば、本総会では承認可決されることが確実な状況にありました。

このような状況下で、本総会は、定刻から3時間半遅れの午後1時30分に開会されましたが、驚くべきことに、本総会の議長に就任した代表取締役社長（当時）の松本純氏は、本総会の冒頭において、本件委任状勧誘に係る議決権については、抽象的に「違法な勧誘によって得られたものであり、重大な錯誤があるので無効」とする旨の宣言をいたしました。これに対し、驚いた当社の監査役らから「監査役としてはそのようなことを協議したことはありません」旨の発言があり、菊地取締役からも「そのようなことを取締役会で認めたことはない」旨の発言がありました。なお、本件委任状勧誘に係る議決権を無効とした具体的な理由については、松本純氏からは一切説明がありませんでした。

本件委任状勧誘は、弁護士の指導の下で行われており違法な点は一切なく、また、そもそも委任状勧誘に違法があった場合に、当該委任状勧誘に係る委任者たる株主の議決権は全て無効となるとの松本純氏の考えについては、法令上の根拠も全く不明でした。したがって、松本純氏の本件委任状勧誘に係る議決権を全て無効とするとの取扱いは、事実上も法律上も全く基礎を欠く、一見明白にして違法なものでした。

そこで、シャンハイ・ヒュージリーフ及び池永威彦氏の協力株主らは、このような違法な議事進行及び議決権算定を行う松本純氏を、そのまま本総会の議長にしておくことはできないと考え、松本純氏に対する議長不信任動議と菊地博紀氏を新議長とする旨の手続的動議を提出し、当該動議は、採決された結果、賛成多数により承認可決されました。その後、松本純氏らは、松本純氏が議長であることを前提に議事を進め、本件各会社提案が採決された後に、最終的に菊地博紀氏が議長となって本件修正提案を議場に諮り、賛成多数により承認可決され、本総会は、閉会いたしました。

尚、本総会における以上の事実経緯については、東京地方裁判所に選任された総会検査役が記録しており、後日、報告書が提出されることとなっております。

しかしながら、何者かが、本総会終結後の混乱に乗じて、当社本社内の適時開示用のパソコンを新取締役らに無断で利用し、平成26年6月27日付で山本明彦氏らを新経営陣とする内容の前回お知らせを開示するに至りました。これと対立する当社新経営陣は、弁護士を通じ、東京証券取引所上場部に対し、同日、前回お知らせが開示される前に、本総会終結後の混乱に乗じて適時開示用のパソコンを新取締役らに無断で利用する者が出現するおそれがあることをお知らせしましたが、適時開示用のパソコンの無断利用を止めることができず、前回お知らせの開示を止めることができませんでした。

そこで、当社新経営陣は、前回お知らせは、既に当社とは無関係かつ無権限の者によって行われた、内容に誤りのあるプレスリリースであったため、本日、訂正のプレスリリースを開示させていただくに至った次第であります。

株主の皆様及び関係各位におかれましては、多大なるご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

株主様をはじめとする関係者の皆様におかれましては、新取締役の下で、当社の上場維持及び業績・株価の向上に向け、全力を尽くしてまいりますので、変わらぬご支援を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

## 2 第 69 回定時株主総会開催結果及び代表取締役の異動について

### 1. 第69回定時株主総会開催結果

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の経営ビジョン、事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加及び第6条（発行可能株式総数）の変更を行うものです。

第2号議案 取締役7名選任の件

会社提案

取締役として、菊地博紀氏、山本明彦氏、眞邊司子氏、上蘭明美氏、木村博之氏、堀内信大氏及び西村光章氏を選任するものです。

株主提案

株主より、本総会の議場において、上記第2号議案の会社提案に対し、取締役として、瀧培今氏、菊地博紀氏、池永威彦氏、楊晶氏及び瀧培杲氏を選任するよう修正動議が提出されました。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可

決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項		賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案 定款一部変更の件		99,754	266,779	0	(注) 1	否決(27.2%)
第2号議案 取締役7名選任 の件	会社提案	99,754	266,779	0	(注) 1	否決(27.2%)
	株主提案	266,779	99,754	0		可決(72.8%)

(注) 1 各議案の可決要件は以下のとおりであります。

第1号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

- 2 本総会前日までの事前行使による議決権数と本総会当日に賛否の確認の取れた大株主及び委任状出席の株主の一部の議決権を合計したことにより、第1号議案及び第2号議案の会社提案の可決要件を満たさないこと並びに第2号議案の株主提案（本件修正提案）の可決要件を満たしたことから、確認の取れた大株主及び委任状出席の株主の一部を除く本総会当日に出席した株主の賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権数は加算しておりません。

また、上記の賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権数には、第2号議案の会社提案又は本件修正提案のうち一部の取締役候補者についてのみ他の取締役候補者とは別の意思表示がなされたものに係る議決権数は、僅少であったことと、結論に影響しなかったことから、加算しておりません。

取締役候補者ごとの議決権行使結果の詳細については、改めて、臨時報告書において開示いたします。

## 2. 代表取締役の異動

### (1) 異動の理由

代表取締役松本純が本総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任したことに伴い、新たに代表取締役2名を選定し、経営体制の刷新を図るものであります。

### (2) 異動の内容

(新任) 氏 名：瀧 培今  
新・役職名：代表取締役社長

(新任) 氏 名：菊地 博紀  
新・役職名：代表取締役副社長

(退任) 氏 名：松本 純  
旧・役職名：代表取締役社長

(3) 新任代表取締役の略歴

氏名 (生年月日)	略歴	所有 株式数
しん ばいこん 潘 培 今 (昭和 54 年 2 月 14 日)	平成 13 年 6 月 上海愛建証券有限公司入社 平成 17 年 1 月 盛銀投資有限公司入社 平成 19 年 11 月 上海瀚葉投資控股有限公司 総経理 (現任)	0 株
まくち ひろのり 菊地 博 紀 (昭和 35 年 4 月 29 日)	昭和 60 年 4 月 三井物産株式会社入社 平成 3 年 6 月 クレディ・リヨネ証券会社入社 平成 7 年 1 月 同社インベストメント・バンキング本部部長 平成 14 年 3 月 株式会社ユニバンクス 取締役 平成 23 年 2 月 当社事業開発室室長 平成 23 年 4 月 当社執行役員 事業開発兼資源・エネルギー事業担当 平成 25 年 6 月 当社代表取締役社長 平成 26 年 1 月 当社取締役	0 株

以 上